

# 山口市放課後児童クラブ通退級管理システム導入業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

放課後児童クラブで働く職員は、児童の保育をはじめ、通退級管理、児童に関する記録や日誌、おたよりの作成など、限られた時間のなかで様々な業務をこなしている。

また、保護者への連絡ツールは、未だ電話やお知らせ文が主流であり、迅速な連絡体制が整っていない。

このような状況の中で、職員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上や情報の確実な共有など児童の健全な育成と事故防止を図り、より安全で安心な運営ができる環境を整備するため、システムの導入における質の高い提案を求め、この事業に最も適した業者を選定することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名称

山口市放課後児童クラブ通退級管理システム導入業務

### (2) 業務内容

別紙「山口市放課後児童クラブ通退級管理システム導入業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※ システムは令和6年4月稼働開始予定。上記期間は、システム稼働前におけるアカウント発行等の利用環境整備、システム操作研修等の準備期間を含む。

## 3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 令和5年10月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和4・5・6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分03「電子通信機器類」のコード05「パソコン・ネットワーク機器」及びコード06「ソフトウェア」のいずれの営業種目についても登録されていること。

なお、本実施要領等の公表時点において登録がない者であっても、令和5年9月15日までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行うことを条件に、本プロポーザルに参加できるものとする。

この場合において、令和5年10月1日時点で参加資格者名簿に登録されなかった者は、本プロポーザルの参加資格を喪失する。

また、既に参加資格者名簿に上記営業種目以外の営業種目で登録されている者は、山口市契約監理課へ営業種目追加の変更（競争入札参加資格審査事項等変更届）を提出することで、本プロポーザルに参加できるものとする。

この場合において、令和5年10月1日時点で参加資格者名簿に変更登録されなかった者は、本プロポーザルの参加資格を喪失する。

- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和5年9月20日）から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者を除く。
- (5) 過去5年以内に、地方公共団体における通退級管理システムの導入実績を有していること。

## 5 プロポーザル参加意向申出書の提出

- (1) 提出様式及び部数

参加意向申出書（様式第1号）1部

- (2) 提出期限

令和5年9月20日（水）午後5時まで

※ 持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。

- (3) 提出先

山口市こども未来部こども未来課

- (4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

- (5) 参加資格の通知等

参加意向申出書の提出があった者については、その参加資格を確認し、令和5年9月21日（木）までに通知する。また、参加資格を有する者には併せて提案書の提出を要請する。

## 6 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書（様式第2号）

イ 提出方法

電子メール（受付期限内必着）

ウ 受付期限

令和5年9月11日（月）午後5時まで

エ 提出先

山口市こども未来部こども未来課

E-mail：[kodomo@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:kodomo@city.yamaguchi.lg.jp)

件名は「山口市放課後児童クラブ通退級管理システム導入業務委託に係る質問書」とすること。

### (2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和5年9月15日（金）までに本市の公式ウェブサイトで公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

## 7 提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 提案書提出届（様式第3号）

イ 提案書（任意様式）

ウ 業務に関する実績（様式第4号）

エ 機能要件確認書（様式第5号）

オ 会社概要（任意様式）

※ パンフレット等で可。

カ 見積書（任意様式）

※ 山口市長宛てとすること。

※ システム導入費用とシステム運用費用の見積書をそれぞれ作成すること。

また、見積書には、業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。

※ システム導入費用には、初期費用、端末の調達及び初期設定、二次元コードの作成など、システム導入に必要なすべての費用を記載すること。

また、オプションやカスタマイズで対応する必要がある場合は、当該費用を含め

ること。

※ システム運用費用には、令和6年度から令和10年度末まで継続利用する場合のシステム利用料、運用保守費用など、システム運用に必要なすべての費用の総額、各年度の内訳及び項目ごとの内訳を記載すること。

## (2) 提案内容

仕様書及び別紙「山口市放課後児童クラブ通退級管理システム導入業務委託提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

## (3) 書類作成上の留意事項

ア 具体的な内容を把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合には、片袖折にして綴じ込むこと。

エ 提出書類一式を上記(1)のア～カの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

## (4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

## (5) 提出期限

令和5年10月10日（火）午後5時まで

※ 持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

## (6) 提出先

山口市こども未来部こども未来課

## (7) 提出部数

正本1部、副本7部

## (8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 8 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市放課後児童クラブ通退級管理システム導入業務委託に係る評価委員会」において審議し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者が求める最低水準（得点総計の6割）に達してい

ないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合には、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

## (2) 評価基準

別紙「山口市放課後児童クラブ通退級管理システム導入業務委託提案書評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

## (3) プレゼンテーションの実施

### ア 実施日時・場所

令和5年10月31日（火）（予定） 山口市役所内会議室（山口市亀山町2番1号）

※ 日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者ごとに別途通知する。

### イ 実施時間

30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

### ウ 出席者

3名以内

### エ その他

プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、パソコン、プロジェクター等を利用する場合は、事務担当部課に事前に連絡すること。

## (4) 審査結果の通知

評価委員会の報告を受け、プロポーザル審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定した者を受託候補者として特定し、提案者全てに結果通知書により通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限の各要件に適合しない場合
- (2) 提出書類が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

## 10 契約の締結

「8 受託候補者の選定」で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、プロポーザル参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提案書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

## 12 選定スケジュール（予定）

| 項 目                | 日 程                         |
|--------------------|-----------------------------|
| 実施要領の公表            | 令和5年 9月 1日 (金)              |
| 質問受付・回答            | 令和5年 9月 1日 (金) ~ 9月11日 (月)  |
| 質問に対する回答期限         | 令和5年 9月15日 (金)              |
| 参加意向申出書受付          | 令和5年 9月 1日 (金) ~ 9月20日 (水)  |
| 応募書類受付             | 令和5年 9月25日 (月) ~ 10月10日 (火) |
| プレゼンテーション実施（評価委員会） | 令和5年10月31日 (火) (予定)         |
| 結果通知発送及び公表         | 令和5年11月上旬 ※変更の場合あり          |
| 契約締結               | 令和5年11月中旬 ※変更の場合あり          |

## 13 事務担当部課

山口市子ども未来部子ども未来課 子育て応援担当

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

電話番号 083-934-2756

FAX 番号 083-934-4147

E-mail [kodomo@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:kodomo@city.yamaguchi.lg.jp)